

会議録

会議の名称	令和5年度 第3回 山形市地域包括ケア推進協議会	
日時	令和6年1月24日(水) 午後5時30分から午後6時30分まで	
場所	山形市役所 11階 大会議室	
議題	<p><b>【協議】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山形市地域包括支援センター運営方針骨子(案)(令和6年度～令和8年度)について</li> <li>令和6年度地域包括支援センターの運営について</li> <li>山形市ケアマネジメントに関する基本方針骨子(案)(令和6年度～令和8年度)について</li> <li>地域包括支援センター職員の短時間勤務制度の利用(案)について</li> <li>センターの設置者が指定介護予防支援に係る業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者の承認に関することについて</li> <li>指定介護予防支援事業者の指定更新について</li> </ul> <p><b>【報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度地域包括支援センターの相談実績等について</li> <li>山形市地域ケア調整会議における協議内容について</li> <li>令和5年度生活支援体制整備事業の実施状況について</li> <li>山形市認知症医療ネットワークについて</li> </ul>	
出席者	高瀬謙治委員、田中教仁委員、長瀬武久委員、高橋邦之委員、池野士功委員、佐伯和毅委員、菅野弘美委員、細谷健一委員、丹野克子委員、五十嵐元徳委員、柴田邦昭委員、藤澤睦夫委員、松田幸子委員、滝口明子委員、熊坂聡委員、大竹まり子委員	
傍聴者の数	2人	
審議経過	下記のとおり	
提出資料	資料1	山形市地域包括支援センター運営方針骨子(案)(令和6年度～令和8年度)
	資料2	令和6年度地域包括支援センターの運営について
	資料3	山形市ケアマネジメントに関する基本方針骨子(案)(令和6年度～令和8年度)
	資料4	地域包括支援センター職員の短時間勤務制度の利用(案)について
	資料5	センターの設置者が指定介護予防支援に係る業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者の承認に関することについて
	参考資料5-1	指定介護予防支援事業の受託可能事業所一覧
	資料6	指定介護予防支援事業者の指定更新について
	資料7	地域包括支援センター相談実績等
	資料8	令和5年度山形市地域ケア調整会議での協議内容報告
	資料9	令和5年度生活支援体制整備事業の実施状況について
	資料10	認知症医療ネットワークについて
	その他資料	介護保険事業の実施状況について(令和5年10月)

1 開会

2 協議

- (1) 山形市地域包括支援センター運営方針骨子(案)(令和6年度～令和8年度)について
- (2) 令和6年度地域包括支援センターの運営について

- 事務局** 一（１）山形市地域包括支援センター運営方針骨子(案)(令和６年度～令和８年度)について資料１に沿って説明一
- 一（２）令和６年度地域包括支援センターの運営について資料２に沿って説明一

**議長** 説明事項について、委員の皆様より、ご質問やご意見があればいただきたい。

**委員** p.3の業務継続に向けた取組の中で、リスク発生時の対応フロー等の作成とリスクマネジメントについて記載いただき感謝する。取組の中に、研修や訓練の記載があるがリスク、特にカスタマーハラスメントについて、個人宅に一人で訪問するケアマネジャー(以下「CM」という。)や訪問事業者の方たちを守るといったとき等に、ケアを提供する人は優しい人たちであり、ホスピタリティがあるため、自分が悪いから暴力を振るわれたとってしまうことがある。しかし、初めにこれはカスタマーハラスメントであり、自分の身を守らなければならないと気付くところが重要である。あなたは逃げてもいい、我慢しなくていいのだということをケアを提供する人自身が気付くような研修が必要だと思う。そうしないと「うちでは、丁寧な対応をしているから利用者からの暴力はありません」と隠す事業所や気づかない事業所があると思う。そのため、まず、「これはカスタマーハラスメントであなたは逃げて良いんだ」という研修からやっていただきたい。

**事務局** 只今のご意見で、今年度の取組としてカスタマーハラスメントによる離職を防止するための体制づくりとして、包括と介護保険事業所連絡会においてハラスメントアンケートを実施したところ。アンケートの中では、ハラスメント対策の必要性や、個人・事業所・チームとしての対応力の強化の必要性を確認しているところ。今後、２月と３月にハラスメント研修を行い、個人及び事業所の対応力のスキルアップを行う予定である。市としては、CM支援として、介護保険事業所からの相談を直接受ける包括の職員のバックアップをこれまでも行っているところではあるが、今後市の相談体制についても、フロー図等で明確にすることで包括職員の不安等の軽減に努めていきたいと考えている。

**委員** p.4防災対策の推進について。１月１日の能登半島地震を受け、私が住む第十地区の状況を確認したところ、①小さな路地が入り組んでおり生活道路が狭いこと、②鉄筋が入っていない塀が今も多く使われていることが分かった。避難通路については、それぞれの計画の中でやってほしいと通達が来ているが、もし塀が崩壊した場合、その道は避難通路にはならないだろう。具体的に市として、防災対策や点検について何か考えているのか。

**事務局** 長寿支援課としてこの場で具体的に答えるのは難しいが、災害対策基本法の改正に伴い、個別避難計画の作成が市町村の努力義務になり、個別避難計画をモデル的に作成しているところ。取り組みの中で個々の住民の避難に目を向けたとき、狭あい住宅に住んでいる方など、避難にあたってのシミュレーションをした際に問題がありそうな情報が様々見えてくると思われる。地域防災計画に掲げるところと状況について情報提供又は共有をしながら進めていきたいと考えている。

**委員** 重層的支援対象者実態把握加算について、令和４年度から開始されており、令和５年度、４月から１１月まで５７件の実績があるとのこと。令和４年度は年間で何件くらいか。確実に対象となる方の実態把握が出来ているとすれば、重層的支援という事業の意味合いを考えると、どのような対象者が多いのか示していただければありがたい。地域包括支援センターの業務が多岐にわたることを私たち委員も把握しておく必要があると考える。また併せて、国

から認知症地域支援推進員の業務の中で、若年性認知症の方の支援について所要の予算措置を講ずることが先日示されている。具体的にどのようなようになるかまだわからないが、包括支援センターが若年性認知症の実態把握がなされたときに、山形市ではおれんじサポートチーム、認知症地域支援推進員に情報提供するとともに、県の事業となっているが若年性認知症支援コーディネーターとの連携するようなことが国より示されている。包括支援センターの職員が、推進員につながりだけではなくて、地域で暮らしている若年性認知症の方の生活の実態や様々な課題について学習する機会となりえる。

**事務局** 令和4年度の実績だが、年間を通じて73件だった。若年性認知症について、今般作成する認知症早期発見・早期対応ガイドブックの中にも記述しており、早期発見・早期対応ができるように努めてまいりたい。実態把握の内訳についても、次回会議にはお示しできるようにする。

**委員** 認知症基本法も今月1日から施行され、法律に合わせた形の運用が求められることとなる。

**委員** 包括の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務にかかわることだが、CMに対する支援のこと。CMには、包括の職員から様々な助言をいただいたり、権利を侵害されている疑いのある人のケースなどに一緒にチームになってアプローチをしていただいたりして、包括職員との関係性が築かれている。また、ケアマネジメント能力を向上させるための様々な支援をいただき、感謝の声が聞かれている。

一方で、包括が上、CMが下という関係性も見え隠れしているという声も聞かれる。具体的な事例として、自立支援型地域ケア会議の際に、CMが包括を通して会議に事例を出すわけだが、既に包括の中で、そのケアマネジメントに関する問題に気づいているにもかかわらず、事前にその支援を行わずに、自立支援型地域ケア会議に出して、そこから助言者が助言しているケースがあった。その時は、助言者の助言から課題が見えてくることに包括が気づいていなかったわけではなく、包括は知っているということであった。あるいは、CMが介護保険制度について誤った考えを持っていたとしても、包括が気付いているのに、なかなか助言しにくいという声も聴く。こういったことから何のためのCMに対する支援なんだろうと、疑問を持つ場面が散見されてきている。

お互いの関係性が深まっており、大変感謝もしているが、対等な関係でないことと、包括が行うべきCMへの支援と言う点では、形がゆがんでいると感じることが増えている。

その点は修正をしていただきたいと思う。CMには委縮している者もいる。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のあり方を、一歩進んだ形に変えていただきたい。

**事務局** 包括とCMの関係性、支援についても課題として受け止め、今後検討していきたい。

**委員** p.4(4)の中の老人クラブ活動との連携強化について、具体的にどのように連携を強化していく予定なのか。過去自分は老人クラブ連合会にいたが、その間会議で話になったことが一切ない。事業計画、あるいは連合会の会員の中でも、これに関して市と連携をしながら具体的に進めていることが一切見受けられない。そのため、私自身も意識が非常に低い状態である。具体的に老人クラブとして市、行政とどういったことをやっていけばいいのかわからない。また、基本的に動いてくれるのは事務局であるため、事務局との連携をしっかりとってほしい。市全体の役員の中に理解と認識がちゃんとあればいいが、ないというのが実際のところだと思われる。来期からの活動については、その辺のことを明記して、規約の中で取り組んでいきたいと思っているが、それをするには各地区の連合会長が同じ認識を持って取り組まないと実際の活動としてはスムーズにいかない。市としてこういうことをしてほしいと具体的なこ

とがあれば、それをもとにして話し合いをし、「老人クラブとしても頑張らないといけないんだ」ということになる。今までは、ほとんど自分たちだけが楽しむ老人クラブであり、それ以外のことについてはお任せというところもあった。

**議 長** この項目についてのご意見として承るので、そのことについて事務局から回答願う。

**事務局** 老人クラブの活動としては、社会参加の場、ボランティア活動などが挙げられる。9期計画(案)本文にも記したが、目的や意義は事務局の職員とも協議する機会を設けつつ、地域の中では、単位老人クラブが、さまざまな活動をされていると思うので、地域包括支援センターのネットワークの会議などに地区の老人クラブの会長が参加いただき、できる取組を話し合っている地域もある。そういった効果的な取り組みを模索しながら、事務局と話をしっかりしたことは少なかつたと確かに思うので、そういった視点を持ちながら取り組みたい。

**委 員** p.5の防災対策について、市の地域防災計画や地域福祉計画には触れなくてもよいのか、疑問に思った。また、P.5下の「業務継続」とは、災害時の業務継続も含んでの「業務継続に向けた計画」という考え方でいいのかお尋ねしたい。

**事務局** p.5上の記載のとおり、地域防災計画と連動して避難行動支援全体計画に基づいて、今年度でいえば、個別避難計画作成支援モデル事業を実施する。来年度、地域防災計画を踏まえて見直しを予定している。要支援者の要件を見直した上で、今後、高齢者の個別避難計画の全体図を作成する予定で、防災対策課と連携を図っているところである。

**委 員** ただ、今回の能登半島地震でも見られるが、包括にかかる役割は、地域住民の避難だけでなく、幅広いものが期待されていると思う。社会福祉士会も、災害時どう支援するかを考えながら、東日本大震災では、全国から社会福祉士が被災地の地域包括支援センターに支援に行った。そういうことを考えたときに、避難行動支援全体計画だけを考えるのは、地域包括支援センターに期待されるものにしては、手薄な印象だ。

地域防災計画や地域福祉計画を意識しながら、地域包括支援センターが被災時に期待される役割を果たしていくそういう意味合いであればいいと思っの発言だ。

また、そういった災害時にも業務を継続していくため、日頃からどのように準備するのか、災害発生時を意識しながらというように進めていけたらと思う。

**事務局** 個別避難計画だけでなく、平時の備えから災害が発生したときの対応及び関連して業務継続の視点、いただいた意見を含め、方針の書き振りを変えつつ、取組を9期計画で推進していきたい。

**議 長** それではこの件について、協議会として承認することとしてよろしいか。

—承認

### (3) 山形市ケアマネジメントに関する基本方針骨子(案)(令和6年度～令和8年度)について

**事務局** 一資料3に沿って説明—

**議 長** 説明事項について、委員の皆様より、ご質問やご意見があればお願いしたい。

**委 員** この方針が策定された際も同じことを述べたが、この方針をもとに業務を行う主は介護支援専門員と地域包括支援センター職員である。方針というのは、基本的に行う人が定めるもの。定めたのは山形市長寿支援課である。包括支援センター職員と市内で居宅介護支援を行っているCMが、山形市長寿支援課と共同でこの内容について検討したという経緯は一切ないと思う。もう一つ、介護給付費の適正化事業の中で行われるケアプラン点検について、この趣旨、方針

ということを保険者として山形市がどう考えているのか。保険外サービスとして、P. 12にあえて留意事項と記載がある。例えば、ケアプラン点検の際にケアマネジメントを実施しているプランが利用者の自立に資するかどうかを保険者と担当の CM が一緒になって確認するというときに、この方針の『留意事項』を CM がどう感じとるか。「聞こえくつきり事業」の積極的な活用という文言まで記載されている。通常のケアマネジメント業務ではこのような内容の書きぶりは通常はない。あくまでも課題分析を行って必要であればサービスとして位置付けるということ。あえてはっきり言うが、ケアプラン点検は間違えばモラハラになる。そういうことを今考えなくてはいけない時代なので、この方針がどのような意図で作成され、誰がこの方針を遵守する義務があるのかを明確にしてほしい。この方針を市内の CM が見たときに、疑問を思う方は多いと思う。

**事務局** 基本方針という形で前回からさせていただいているが、趣旨については記載のある通りになっている。こういった視点を持ちながら支援していこうという緩めの感覚でいたが、言葉が独り歩きした際にこれは遵守事項なのか整理が出てくる。いただいたご意見を踏まえ、言葉遣いや見せ方も含めて考えていく。

**委員** 山形市におけるケアマネジメントの基本的な考え方を書いているかと思うが、なぜあえてここで「方針」という言葉が使われたのか、私は非常に不思議に感じる。

**事務局** 言葉の持つ意味・力の理解が足りていなかった。再考させていただく。

**議長** 再考していただくということで、見直しの方、よろしく願いしたい。

**委員** 先ほどのところで、包括の総合相談支援業務が CM 事業者へ委託できるようになったということについてもこれからだと思う。今後国から詳細が示され、市が総合相談支援業務を CM 事業者へ委託することになればここに記載されるということか。

**事務局** 国から年度内にいろいろな詳細が示されると聞いているが、今現在の情報をお示ししているところ。こちらは、9期の中でできるということだと思っているので、どう対応していくかについては、考えた上で、拙速に「できるようになります」という形ではなくて、いろいろ議論をした上で取り組んでまいりたいと思う。

**議長** それでは只今いただいた意見を踏まえて、再考される内容があるが、この件について、協議会として承認することとしてよろしいか。

—承認

#### (4) 地域包括支援センター職員の短時間勤務制度の利用(案)について

**事務局** 一資料4に沿って説明—

**議長** 只今説明のあった内容について、ご意見・ご質問はあるか。よろしいか。それでは只今説明いただいた件、協議会として承認することとしてよろしいか。

—承認

#### (5) センターの設置者が指定介護予防支援に係る業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者の承認に関するについて

**事務局** 一資料5、参考資料5-1に沿って説明—

**議長** 只今説明のあった内容について、ご意見・ご質問はあるか。よろしいか。それでは只今説明いただいた件、協議会として承認することとしてよろしいか。

—承認

(6) 指定介護予防支援事業者の指定更新について

**事務局** —資料6に沿って説明—

**議長** 只今説明のあった内容について、ご意見・ご質問はあるか。よろしいか。それでは只今説明いただいた件、協議会として承認することとしてよろしいか。

—承認

### 3 報告

(1) 令和5年度地域包括支援センターの相談実績等について

(2) 山形市地域ケア調整会議における協議内容について

(3) 令和5年度生活支援体制整備事業の実施状況について

(4) 山形市認知症医療ネットワークについて

**事務局** —(1) 令和5年度地域包括支援センターの相談実績等について資料7に沿って説明—

—(2) 山形市地域ケア調整会議における協議内容について資料8に沿って説明—

—(3) 令和5年度生活支援体制整備事業の実施状況について資料9に沿って説明—

—(4) 山形市認知症医療ネットワークについて資料10に沿って説明—

**議長** 報告事項について、長寿支援課課長から一括でご報告いただいた。この場でご質問等ある委員がいらっしゃれば、お願いしたい。

**委員** p29、30について、いろいろ協議していただいてよかったと思う。「CMと主治医・薬局がやりとりしやすい環境」において、今後は病院と在宅をつながないといけないと思うので、病院の連携室と協働し、連携しやすい環境に取り組んでいただきたい。

**事務局** 9期計画の本文にも、病院の連携室との取組についていろいろ本文にも記載している。ご意見いただいたことを踏まえて対応を検討したいと思う。

### 4 その他

**議長** その他、事務局及び委員の皆様からご意見等あるか。

**委員** 介護予防と保険料について、介護予防や自立支援の理念や、介護予防がいかに大事なのかを住民に知らせてほしい。また、介護予防は、高齢者だけに説明しても意味がなく、その家族に対しても必要である。保険料の説明とリンクする内容だが、今は別々に説明されている。「あなたが元気でいてくれれば、保険料は上がらない」というメッセージがない。介護が必要な人が増えるほど保険料が上がるということを誰も知らない。お金のことについては敏感、また理念にも関わるため、介護予防の大切さと保険料の関係についてなにかインパクトのある形でメッセージを出してほしい。

**事務局** 今後、介護保険事業計画策定についての周知や、介護保険料についての周知を図っていく際に、今委員から頂いた意見に対応できるように市民に対してイメージしやすい、わかりやすい表現方法を検討していきたい。

**事務局** その他資料の提供ということで、その他資料「介護保険事業の実施状況について」を配布させていただいている。後ほどご覧いただきたい。

### 5 閉会